

子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会《ニュース》

第6号 発行：京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課 / 京都市教育委員会生涯学習部家庭地域教育支援担当
22年10月 TEL：251-2380 FAX：251-2322 / TEL：251-0456 FAX：222-2061

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0_3.html

第5回 検討委員会を開催

子どもを健やかに育む社会を目指す市民共通の行動規範「子どもを共に育む京都市民憲章」。この憲章を推進する条例に盛り込むべき内容を考える第5回検討委員会を9月21日に開催。

条例の位置づけや規定する範囲、子どもの命と育ちを脅かす緊急課題に対する規制等について、各委員が議論しました。



今後、第6回検討委員会を行ったうえで、11月以降に条例骨子案に対するパブリックコメント募集や市民シンポジウムを行なう予定です。

主な議論

<条例の位置づけ>

- ・憲章を推進する条例として、行政等の環境整備に加えて、市民の実践行動も規定する。
- ・実践方策は、憲章の6つの行動理念ごとに記載するのが分かりやすく、実践を呼びかけ易い。
- ・「早寝早起き朝ごはん」等の個別具体策は、条例ではなく、そのアクションプラン（行動計画）の中で考える。

<緊急課題への規制>

- ・緊急課題への規制については、当面は取り組む姿勢を示すに留め、具体的な京都市独自の規制は、必要性が明らかになった段階で検討する。

<その他>

- ・条例の特徴、憲章・京都市未来こどもプラン・他の法令との関係を整理し、条例の名称についても検討する。

委員名簿 <50音順・敬称略>

磯貝 英雄 (京都障害児者親の会協議会)	長屋 博久 (京都市小学校 PTA 連絡協議会)
今村 吉伸 (京都青年会議所)	西岡 正子 (佛教大学教育学部)
上野 み代子 (京都市社会福祉協議会)	西脇 悦子 (京都市地域女性連合会)
大畑 眞知子 (京都市小学校長会)	◎藤岡 一郎 (京都産業大学法科大学院)
柏井 真理子 (京都府医師会)	藤本 明美 (京都子育てネットワーク)
川村 雅己 (京都経営者協会)	升光 泰雄 (京都市私立幼稚園協会)
小室 富美子 (京都市保護司連絡協議会)	水野 篤夫 (京都市ユースサービス協会)
柴原 雅子 (市民公募委員)	宮本 義信 (同志社女子大学生生活科学部)
○寺石 浩隆 (京都市立中学校 PTA 連絡協議会)	森田 眞利 (京都「おやじの会」連絡会)
徳田 敏 (京都弁護士会)	山内 五百子 (京都市保育園連盟)
○中川 一良 (京都市児童館学童連盟)	山下 早智子 (京都市民生児童委員連盟)
長浜 孝子 (市民公募委員)	山下 徹朗 (京都商工会議所)
中村 雅子 (京都市立中学校長会)	◎は委員長, ○は副委員長

以上 25 名

第5回検討委員会での主な意見

行政等の環境整備を主眼とする条例か？ 個人の領域にも踏み込む条例か？

- ・憲章をもとに市民の実践行動を進めるべきで、条例で市民の実践行動まで規定することは疑問。
- ・高邁な理念である憲章だけでは、実践が個人任せになるので、条例が必要。憲章を具体化する条例とし、更なる具体策はアクションプラン（行動計画）で定める。
- ・行政等の環境整備に頼るのではなく、個人のあり方、公共とは何かが問われている。
- ・**憲章を推進する条例として、行政等の環境整備に加えて、市民の実践行動も規定する。**

<多数意見>

- ・憲章の行動理念のうち「子どもから信頼され、模範となる行動に努める」の具体的実践をあらためて条文に落とし込むのは難しい。
- ・憲章の行動理念ごとでなく、取り組むべき課題ごとに実践方策を書くこともできる。
- ・**実践方策は、憲章の6つの行動理念ごとに記載するのが分かりやすく、実践を呼びかけやすい。<多数意見>**
- ・「早寝早起き朝ごはん」は、子どもの育ちの環境として大切で、保護者にお願いしたい。
- ・市民が憲章を実践しようという心意気のある京都において、「早寝早起き朝ごはん」等の個人の領域に踏み込みすぎる文言は、この条例に相応しくない。
- ・「規則正しい生活習慣」「子どもの成長に見合った生活習慣」等の文言は残してよい。
- ・「早寝早起き朝ごはん」等の個別具体策は、条例ではなく、そのアクションプランの中で考える。<多数意見>

緊急課題に対する規制について

- ・国や府の法令では処罰を含めた対応を定めているが、本市のこの条例では、屋上屋を重ねるよりも、予防的観点によるものがよい。
- ・条例で規制する部分があってもよいと思ってきたが、国や府の法令で一定定めていることを認識して、定めるべき内容が難しいと思う。
- ・緊急課題に対する規制を行う場合、それ自体の条例を作らないといけないだろう。市民会議だけでは技術的にも困難で、処罰や負荷をかけることはこの条例では難しい。
- ・**緊急課題への規制については、当面は取り組む姿勢を示すに留め、具体的な京都市独自の規制は、必要性が明らかになった段階で検討する。<多数意見>**

その他

- ・条例の基本的性質、特徴、立脚点を明らかにする文言が必要。京都市未来こどもプランとの関係、憲章や他の法令との関係も明らかにしたい。
- ・憲章は幅広い総合政策を含んでおり、憲章の推進条例の目的も幅広い。
- ・条例の名称は、仮称のとおりでもよいかと思うが、適切な名称があれば提案を。
- ・条例の特徴、憲章・京都市未来こどもプラン・他の法令との関係を整理し、条例の名称についても検討する。



子どもたちの今と未来のため、社会のあらゆる場で
「子どもと共に育む京都市民憲章」を実践しましょう！

